

見積書提出留意事項（単価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

予定数量に対する1包当たりの単価を記載してください。

（単価は税抜きとし、総価は記載しないでください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年7月21日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年7月23日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) 帳票「LK44 裁定請求時留意事項リーフレット (障害厚生)

」の作成

(グリーン購入法への適合) ☐ 適合する ☐ 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書

件 名	帳票「LK44 裁定請求時留意事項リーフレット（障害厚生）」
紙 質	上質紙 A判 35 kg ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表 4 色（墨、青、赤、黄）、裏 4 色（墨、青、赤、黄）
サ イ ズ	仕上げ寸法：A4（縦 297mm×横 210mm） 見開き寸法：縦 297mm×横 625mm
製 本	折加工：巻 3 つ折り A4 サイズ（縦） ※ A4 計 6 頁となる。
梱 包	100 部ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※ 梱包した外側 2 側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を 1 梱包とすること。
数 量	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納 期	別紙「月別納品数量内訳」のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏 1 か所）
そ の 他	・ 印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後 5 営業日以内に電子媒体又は紙媒体で提供する。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の 2 か月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財 G から連絡する。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した 15 ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントは M S ゴシック又は M S 明朝 6 ポイント（A 4 の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ① 作成年月（西暦年下 2 ケタ＋月 2 ケタ）

	② 担当部署番号（４ケタ） ③ 通番（３ケタ） ④ LK44 ・ 校正原稿は、校正紙２枚（カラー・モノクロ）と併せて文字をテキストデータとして識別できるPDF ファイル形式も納品すること。 ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプル 20 部を下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。また、印刷用版下データも日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和８年７月１３日（月）１６時００分までに「質問書」（任意様式）により、下記校正担当宛てに提出すること（FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和８年７月１６日（木）１８時００分までに行う予定。
校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号 日本年金機構年金給付部給付業務グループ 電話番号：03-5344-1131 担当：森永・近藤・鈴木 FAX 番号：03-5344-1187

【国民年金】【厚生年金保険】

障害厚生年金の請求手続きのご案内

様の年金請求書には、次の○印の書類を添付してください。

相談受付 令和 年 月 日 担当者名

項番	添付書類	対象	提出前にご確認を
1	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※ 戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）※	本人 配偶者 子	☒
2	住民票（続柄の記載があるもの）※	本人 世帯全員	☒
3	所得証明書・課税（非課税）証明書 （平成・令和 年度〔平成・令和 年分〕～平成・令和 年度〔平成・令和 年分〕）	配偶者 子	☒
4	請求者名義の預金（貯金）通帳 } いずれかの書類のコピー 請求者名義のキャッシュカード } （金融機関名、支店番号、口座名義人氏名フリガナ、 *貯蓄口座では年金の受け取りができません。口座番号の記載がある面）	本人	☒
5	学生証 } いずれかの書類のコピー 在学証明書 }	子	☒
6	障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書		☒
7	診断書・レントゲンフィルム・心電図	本人 子	☒
	ア 障害認定日：平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日の症状の診断書 イ 現在：請求手続き以前3カ月以内の症状の診断書		☒
8	受診状況等証明書（初診日等の証明）		☒
9	病歴・就労状況等申立書		☒
10	年金加入に係る確認書類 ア 基礎年金番号通知書等の基礎年金番号が確認できる書類のコピー イ 被保険者記録照会回答票 ウ 年金証書・恩給証書（受給権があるものすべて）のコピー		☒
11	その他に必要な書類 ア 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 イ 第三者行為事故状況届および添付書類（確認書、交通事故証明書、示談書など） ウ 生計維持申立書 エ 時効に関する申立書または請求遅延に関する申立書 オ その他（ ）		☒

※ 障害認定日による請求の場合は、障害認定日以降かつ請求日以前6カ月以内のものを添付してください。
事後重症による請求の場合は、請求日以前1カ月以内のものを添付してください。

（提出時期 令和 年 月 日以降）

手続きの際の注意事項

- 代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
- 添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄（抄）本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）
- マイナンバー（個人番号）をご記入いただくことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付を省略できる場合があります。マイナンバーによる添付省略については、4ページをご確認ください。

記入上の注意事項

- この請求書は、厚生年金保険加入中に初診日がある場合にご提出ください。
- 請求する方の状況に応じて、書き方が異なりますのでご注意ください。
- 日本年金機構のホームページに年金請求書の記入方法等が確認できる動画を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shougainenkinseikyuu.html>

記入方法が動画で確認できます。



【二次元コード】

<請求書 1 ページ>

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

様式第104号

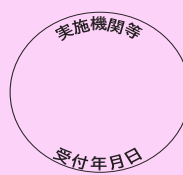
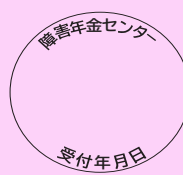
年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付) 〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕

☐ のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
 ○黒インクのボールペンで記入ください。＊鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
 フリガナはカタカナで記入ください。

職員記入欄	入力処理コード 4 3 0 0 0 2	年金コード 1 3
課所符号	進達番号 10-20 21-22	厚生資格 10-20 21-22
記録資格	記録不要制度	作成原因 02
船載加	重	未保
支保	配状	

受付登録コード
8 4 1 0 4

二次元
コード



個人番号(マイナンバー)を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になります。

個人番号(マイナンバー)をご記入いただいていた場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号(マイナンバー)を登録させていただきます。

個人番号(マイナンバー)の登録後は、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更の届出が原則不要になります。

原則として、住民票住所をご記入ください。

ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」をご提出ください。

公金受取口座として登録済の口座を年金振込先にする場合であっても、口座情報の記入は必要です。

年金振込先を公金受取口座へ登録する場合は1を、登録しない場合は2を○で囲んでください。

1. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

① 個人番号※ (マイナンバー)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	5.昭和 7.平成	X X 年 X X 月 X X 日
基礎年金番号	X X X X X X X X X X	電話番号	X X - X X X X - X X X X	
③ 氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	(名) タロウ (姓) 太郎	④ 性別	①男 ②女
⑤ 住所の郵便番号	1680071	⑥ 住所	(フリガナ) スギナミ タ 杉並 市 区 高井戸西3丁目5番24号	

2. 年金の受取口座をご記入ください。

貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)		
③ ① 金融機関コード	④ 支店コード	(フリガナ) ネンキン 銀行
⑤ ② 年金機関	⑥ 支店	(フリガナ) タカイド 本店
⑦ ③ 年金振込先	⑧ 口座番号(左詰めで記入)	⑨ ④ 預金種別
⑩ ⑤ 貯金通帳の記号(左詰めで記入)	⑪ ⑥ 番号(右詰めで記入)	⑫ ⑦ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
⑬ ⑧ 口座名義人氏名(カタカナ)	⑭ ⑨ 氏名	⑮ ⑩ 氏名
⑯ ⑪ 公金受取口座の登録意思	⑰ ⑫ 登録する	⑱ ⑬ 登録しない

公金受取口座については2ページをご参照ください。

<年金振込先について>

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。

なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・次のコピーのうちいずれか1点を添付する場合
 - ① 預金通帳(貯金通帳)
 - ② キャッシュカード
 - ③ 預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類
- ・インターネット専業銀行等の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合
- ・公金受取口座として登録済の口座を指定する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。

また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

<請求書 3 ページ>

「1.障害認定日による請求」を○で囲んだ場合は、「障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった際に、「事後重症による請求」として障害給付を請求するかどうか「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。

「2.事後重症による請求」を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を「事後重症請求に関する確認事項」から選んで○で囲んでください。

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等にご記入ください。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求	① 「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 ② 障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

(2) 障害の原因である傷病についてご記入ください。

傷病名	1.	2.	3.
傷病の発生した日	昭和 平成 2 年 4 月 25 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
初診日	昭和 平成 2 年 4 月 25 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
初診日において加入していた年金制度	①.国年 ③.共済	①.国年 ③.共済	①.国年 ③.共済
現在傷病は治っていますか。※	①.はい ②.いいえ	①.はい ②.いいえ	①.はい ②.いいえ
治っているときは治った日※	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和	昭和 平成 年 月 日 令和
障害の原因は第三者の行為によりですか。	①.はい ②.いいえ ※「はい」を○で囲んだ場合は、「国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
傷病の原因は業務上ですか。	①.はい ②.いいえ		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求予定・請求中のときも同様です。	①.労働基準法 ②.労働者災害補償保険法 ③.船員保険法 ④.国家公務員災害補償法 ⑤.地方公務員災害補償法 ⑥.公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類・番号を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	①.障害補償給付(障害給付) ②.傷病補償給付(傷病年金) 昭和 平成 年 月 日 令和		

※「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

3

障害給付を請求する傷病名のみご記入ください。

請求書に添付する診断書「①障害の原因となった傷病名」欄をご確認ください。

初診日において20歳前または60歳以上65歳未満で厚生年金または共済組合に加入中でない場合は、「未加入」を○で囲んでください。

交通事故、労働災害、傷害等、障害の原因が第三者の行為による場合は、その旨を窓口にお申し出ください。別途書類が必要です。

請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。

1.～6.の保険給付を受けている場合は、当該給付を受けていることが確認できる書類(コピー)が必要となります。

【用語の説明】

＜初診日とは＞

初診日とは、障害の原因となった病気やけが(以下「傷病」といいます)について、初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けた日をいいます。

同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

＜障害認定日とは＞

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6カ月を過ぎた日をいいます。

また、1年6カ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む)は、その日が障害認定日となります。

<請求書 5 ページ>

4. 配偶者および子についてご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。

氏名 (フリガナ) ネンキン (名) ハナコ	生年月日 (7.平成) 5.昭和 年 月 日	性別 (1) 男 (2) 女
年金 花子	基礎年金番号 X X X X X X X X X X	

請求者(年金を受ける方)と配偶者の住所が異なるときは、配偶者の住所をご記入ください。

住所の郵便番号 (フリガナ)	住所 市区町村
-------------------	------------

配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
☐ 国民年金法 ☐ 国家公務員共済組合法 ☐ その他()	☐ 老齢または退職 ☐ 障害 ☐ 遺族

(2) 以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

18歳になった後の最初の3月31日までにある子
20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

氏名 (フリガナ) ネンキン (名) ジロウ	生年月日 (7.平成) 9.令和 年 月 日	障害の状態に ある・ない	診断書 有・無
個人番号 X X X X X X X X X X			

*3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」や「子の加算額」が加算されることがあります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申し立て

 申し立て日
(記入日) **令和 X X 年 X X 月 X X 日**

1. 上記の配偶者(および子)と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

☒ はい ☐ いいえ

2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) この年金の受給権発生時点において、 年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。
配偶者	☒ はい ☐ いいえ	☒ はい ☐ いいえ
子 (A欄の子)	☒ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
子 (B欄の子)	☒ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ

<生計維持関係について>

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。

「生計維持とは」以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計同一関係があること
 - ・住民票上、同一世帯である。
 - ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること
 年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。

生計を同じくしている配偶者や子がいる場合は、ご記入ください。

- 子の年齢要件は次のいずれかとなります。
 - ・ 18歳になった後の最初の3月31日まで
 - ・ 国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

※ 対象となる子が2人を超える場合は、3人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。
 なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

配偶者や子のマイナンバーを記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる場合は、「生計維持関係に関する申し立て」にご記入ください。

1.で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることができる世帯全員の住民票が必要です。

※ 配偶者や子のマイナンバーを記入した場合、子の世帯全員の住民票は不要です。

収入について証明する書類が必要です。
 ※ 配偶者や子のマイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。

■ 個人番号(マイナンバー)による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の場合については、原則、戸籍、住民票、所得証明書等が必要となります。

- ・ マイナンバーにより情報連携ができない場合 (マイナンバーのご記入がない場合等)
- ・ 過去5年分より前の住民票又は所得証明書等が必要な場合
- ・ 令和4年1月10日以前に亡くなった方の情報を確認するために戸籍が必要な場合
- ・ 戸籍の電算化前に別の戸籍に移った方の情報を確認するために戸籍が必要な場合 (※)

※ 市区町村の電算化の時期によってはマイナンバーによる情報連携で確認ができない場合がありますので、ご了承ください。
 戸籍の電算化については、平成6年より順次行われており、令和2年9月28日に全市区町村で完了しています。

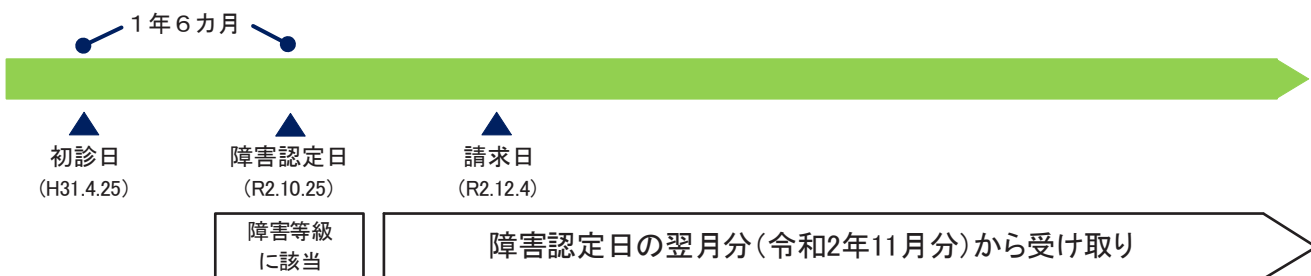
<障害年金の請求ケース>

ケース1

会員のAさん(52歳)は、平成31年4月25日に脳出血で倒れて病院に運ばれましたが、左半身にマヒが残りました。そのため、Aさんは障害厚生年金を請求することになりました。

解説

ケース1の初診日は平成31年4月25日となり、障害認定日は1年6カ月経過した日である令和2年10月25日となります。障害認定日の症状が国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級の状態にあれば、障害認定日以降に障害厚生年金を請求することで、障害認定日の翌月分(令和2年11月分)から受け取れます。



障害認定日による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級1級、2級または3級の状態にあるときに障害認定日の翌月分から年金が受けられます(ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です)。

このことを「障害認定日による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。なお、請求する日が、障害認定日より1年以上過ぎていたときは、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要となります。

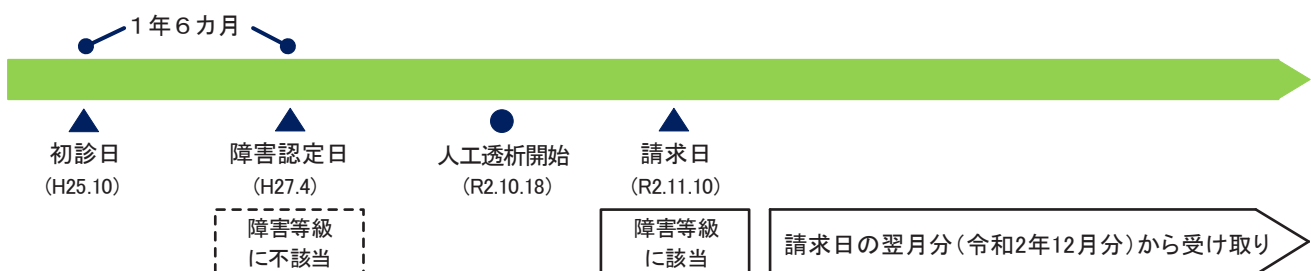
請求書は障害認定日以降に提出することができます。

ケース2

会員のBさん(45歳)は、平成25年10月から糖尿病で病院に通っています。最近になって体調が悪くなり、令和2年10月18日から人工透析をはじめたので障害厚生年金を請求することになりました。

解説

ケース2の初診日は平成25年10月に糖尿病で初めて病院に行った日です。障害認定日の症状は軽かったので、障害等級には該当しませんでした。しかし、令和2年10月18日から人工透析(2級相当)を開始したため、人工透析開始日以降に障害厚生年金を請求することで事後重症による障害厚生年金を請求日の翌月分から受け取れます。



事後重症による請求

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令(別表第一)に定める障害等級1級、2級または3級の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、1級、2級または3級の障害の状態になったときには請求により障害厚生年金が受けられます(ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です)。

このことを「事後重症による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかるものが必要です。

事後重症による請求の場合、請求日の翌月分からの受け取りとなりますので、請求が遅くなると、年金の受け取りが遅くなります。

請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。

月別納品数量内訳

物品番号 LK44

単位：包（100部/包）

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量					
2026年10月9日	2026年11月10日	2026年12月10日	2027年1月8日	2027年2月10日	2027年3月10日
11月使用分	12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分
100	90	100	159	95	85

納入期限予定日及び各期ごとの予定数量						
2027年4月9日	2027年5月10日	2027年6月10日	2027年7月9日	2027年8月10日	2027年9月10日	2026年10月納品 ～2027年9月納品 合計
5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分	
92	132	142	153	125	127	1,400

○各期毎の予定数量（0の場合も含む）は増減することがある。

○確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）

○上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。

○原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるので留意すること。

請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 帳票「LK44 裁定請求時留意事項リーフレット（障害厚生）」

予定数量 1,400 包
予定数量については増減がありうる。

契約単価 円
(上記の契約単価は、1包当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。)

契約保証金 全額免除

(総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(法令遵守等)

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(仕様書等の疑義)

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(履行期限等)

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：令和8年10月9日 他11回（仕様書等のとおり）

納品場所：仕様書等のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限る、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督

職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 契約単価に第9条第1項の検査に合格した数量を乗じて算出した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 前号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、

中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行不能等の通知）

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次

のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内、甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の

責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（契約不適合責任）

第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

（知的財産権）

第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等にかかる調査）

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（支払対価の相殺）

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金

額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて
甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所
として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第
3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条
から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1
通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。